

行旅難泐者救済システムについて

——法的整備を中心にして——

はじめに

近世の庶民の旅は、十八世紀後半から多くなり、十九世紀前半に一つのピークをむかえた。新城常三は、庶民の旅が盛行した理由として、輸送組織の発達、民衆の地位上昇、参詣の遊樂化、講の発達などの諸側面をあげ、それぞれについて詳細な検討をおこなっている^①。こうした諸側面が、近世での庶民の旅盛行に大きく寄与したことはおそらく事実であろう。

しかし、庶民の旅が、先述の時期にピークをむかえたことの直接的契機を、右のような一般的諸側面のみで説明するにはやや無理があると思う。私は、庶民の旅盛行の直接的契機は、この時期に行旅難泐者対策が整備され、行旅難泐者救済システムとでもいえる体制が本格的に機能しはじめたからと考えている。

右に行旅難泐者救済システムとは、参詣や湯治、出稼ぎなどの旅の途中、病気など不測の事態によって困窮した旅人が、往来手形などの身許証明書を所持していれば、無料で医者に加療をうけたり、希望すれば、国許まで宿継村継で送還してもらうことができ、途中で死

去した場合、その地に埋葬し、国許にその旨を連絡してもらえる救済体制をさす^②。

ところで、従来このシステム成立に関しては、幕府の元禄元年令（一六八八年）、享保十八年令（一七三三年）、同二十年令（一七三五年）、および明和四年令（一七六七年）を年代順に並べ、その文言の変化に着目して、右のシステムの整備過程が説明されてきた^③。

だが、右の幕令が諸藩の法令とどう関係にあったのか、あるいは、地域での具体的対応はどうであったのか、といった検討は全くなされていなのが現状である。

小稿では、右の実情をふまえ、まず第一章で、幕令の通説的理解を紹介して、それに対する疑問点を提示し、第二章で、諸藩での事例を具体的に検討することで、一章での疑問点に答えるとともに、通説的理解の修正を行なってみた。

なお、小稿では、紙数の都合により、システム整備の大枠の見とおしをつけることに主眼をおき、システムに関わる個別の問題に深く立ち入ることはさげ、时期的にも、幕府の元禄令と享保令の前後を中心に考察し、明和令以降の検討は、別の機会に譲ることとする。

柴 田 純

一 幕令にみる行旅難渋者救済システム

1 幕令の通説的理解

幕府の行旅難渋者対策の法令は、すでに述べたように元禄、享保、明和の三つの時期に出された。いずれもよく知られた法令で、紙数に余裕もないので、史料を引用するかわりに、幕令を要領よく整理した高橋敏の文章を引用しながら、要点を提示しておこう。

さて、高橋は、元禄令が、「生類あわれみの方針」のもとで、「東海道宿々」に発令されたもので、ここでは「道中にて旅人、或ハ物参相煩、旅行難成旨申者」や「旅人之病人」が注目されて、「道中奉行への届け出を義務づけ、充分な薬用等の手当て」と、「国元の親縁者に詳細を知らせる」ことが命じられ、「病死」の場合も、「埋葬」の「経過を逐一注進するように指示」されたとする。

ついで享保十八年令で、「初めて単独の『宿々病人倒死之者取計之儀触書』を決め、『道中宿々不残』に令達し」、「旅人の病人、倒死者については、そのものの在所が判明したときは、たとえ遠国であれ通知し、引取りを希望したときには引き渡して処置を任せ、その経過を逐一道中奉行に報告することを原則とした」とする。

また、享保二十年令で、「旅人病人に関してかかる費用の負担について、幕府はひとつの原則をつくり、「病人か在所の親縁者が出る金するのは別として今後は宿村それぞれ全体の負担とし、「宿入用、村入用のうちで町人百姓割合で負担せよ」ということにな」ったとする。さらに、「道心者躰、廻国之類」に「特例をつくり、「ど

この国で死のうがその所で葬ってほしいとの文言の書かれた、信頼しうる往来手形を所持した巡礼等の旅人については、在所に知らせずに死亡地で埋葬等処置することを認め、「往来手形さえ持参していれば、それなりの埋葬の保障はされることになった」とする。

最後に、明和令で「幕府の行路病者保護の方策」は「ほぼ固まり、「病人に対し、医師による加療、在所への連絡、委細につき、支配代官、地頭役所、道中奉行への届け出が義務づけられ、療養の手当てもせずに宿、村継送りすることを厳禁した。死亡の場合は支配代官、地頭へ注進のうえ、国元の村人、親縁縁者と相談のうえ、その地に埋葬しようが、国元へ引き取るうが、希望に任せる」ととなり、「道心者廻国之類」は、享保二十年令が「再確認」されて、「病者、死亡者の処置にかかった費用についても、従来通り、病人在所の出金がないときは『宿割村割』とすることを再令している」とまとめている。

高橋は、右にみたように、幕令が元禄、享保、明和と時期をおって整備されていく過程を、一応明確にあとづけている。だが、行旅難渋者対策が、本当に元禄令から明和令への過程のごとく展開したのかを含め、いくつかの点で重要な疑問をもたざるをえない。そこで、疑問点のいくつかを次に指摘してみよう。

2 高橋説の疑問点

さて、高橋は、元禄令が「生類あわれみの方針」に基づき、行旅難渋者対策を定めたとしているが、それは事実なのだろうか。ちなみに、元禄令は全五条からなっており、まず一条で、貞享から元禄へ

の改元をのべ、二条で、「生類あわれみ」の観点から、病牛馬を「生ながら捨」ることを禁止する。三条は二条をうけて、病気の旅人を「宿」から半強制的に「宿送り」すること、つまり、宿から追放することを禁止し、四条と五条は、病人を「宿」にとどめおくよう規定した三条をうけ、四条で、病人の「宿」での世話や国元への連絡、五条で、「病死人」の処置についての規定を加え、三条を補足した内容になっている。

つまり元禄令は、素直に読めば、「生類あわれみ」の観点から、病牛馬や病気の旅人の遺棄を禁止することに主眼があったといえる。この時期の捨子禁令と同じ発想だといってもよい。だから、元禄令は、捨てるという行為の否定が主眼で、行旅難渋者一般の保護を目的にした法令ではなかったのである。

ただし、元禄令を出した幕府の意図がそうであったとしても、諸藩が元禄令をどう読んだかは全く別問題で、諸藩が四条や五条にも留意した可能性は十分にある。だから問題は、元禄令発令前後、諸藩で行旅難渋者対策があったのかどうか、あったとすれば、それはどういう内容で、元禄令以後、どう変化したか、こうした問題の検討が大切になるのである。

ところで、元禄令で病牛馬の遺棄と並んで、病人の半強制的な「宿送り」が禁止されたことは、この時期には、半強制的な「宿送り」が一つの社会問題化し、それへの対応が必要になっていたことを物語っている。享保令は、この件に特にふれていないが、明和令では、「療養も不加、宿継村継杯ニ而送候儀頭」れた場合、「急度御仕置可申付」と、新たに罰則規定が加えられている。明和令でのこうした改

正は、どういう事態の変化を反映しているのか、この点の検討も必要なのである。

次に、高橋は、享保二十年令に関して、「宿入用、村入用」の負担にふれているが、同令は「村入用」には全くふれていない。つまり、元禄令や享保令が問題にしているのは、「宿」での対応のみであったことに注意すべきなのである。村での対応は明和令からで、「宿々旅籠屋ハ勿論、脇往還其外之村々ニ而宿を取候旅人煩候ハ、」とあるのがそれをさしている。だからこそ、明和令では、「宿割村割」と並記されるにいたったのである。

すなわち、元禄令や享保令では、「宿」のみが対象で、明和令から「脇往還其外之村々」まで対象範囲が拡大したことが重要なのである。深井甚三がいうように、十八世紀末以降、村入用帳に合力銭や合力宿銭の記載がみられ始めるのは、右の事情によるといえる。

明和令で「脇往還其外之村々」が加えられたことで、行旅難渋者対策が、おそらくシステムとして一応の完成をみたといえる。つまり、この段階になると、庶民の旅がふえ、それへの現実的対応が不可避となり、「宿」のみの規定では、現実の継送に支障があって、有効な機能を発揮しえないことが明白になったからなのである。それ故、こうしたシステム化を不可避にさせた実態の解明こそが必要なのである。

最後に、高橋は、享保二十年令の「道心者躰、廻国之類」に関して、「往来手形」を所持していれば、「埋葬の保障」を与えられたとする。だが、享保二十年令に「往来手形」の言葉があるわけではなく。おそらく、同令に「何国ニ而相果候共其所ニ葬候様」という文言

窓があることを念頭に、今日多く残存している十八世紀末以降の「往来手形」にこれと類似の文言があることから、右のように解釈したのであろう。

しかし、例えば、明和令の「通り掛相煩候旅人」の項で「往来手形」の言葉がみえるのに、「道心者廻国之類」の項では、享保二十年令と同様の記述がくり返されていることや、明和令の三条では、「途中ニ而相果候」者の扱いと、「道心者廻国之類」の扱いが異なっていることに注意したい。つまり、享保二十年令の段階では、十八世紀半ば以降に登場する、一般の旅人が所持した往来手形とは一応別のものを想定した方がよいと思われるのである。

以上、幕令をもとにした高橋の通説的理解を紹介し、それに対するいくつかの疑問点を列挙してみた。次章では、主に元禄令と享保令を中心に、両法が成立した前後の時期に限定して、地域での実態がどうかであったかを、幕令だけでなく、藩法や五人組帳前書の規定などを参考に、具体的に考察していく。

二 元禄・享保期の行旅難渋者対策

1 元禄令以前

さて、幕府の元禄令以前に、行旅難渋者対策の指示が出ていたかどうか、この問題をまず五人組帳前書を素材に検討していこう。^⑥

五人組帳前書で、行旅難渋者対策を指示した早い例は、寛文十一（一六七一）年の武蔵国秩父郡日野沢村（忍藩領）の五人組帳である。^⑦ その十三条に次のようにある。

往来之旅人并飛脚之もの参り懸り煩申事御座候はゞ、能々看病いたし出所を相尋、近国之者に候はゞ一左右可申届候、自然相果候はゞ、名主組頭立合、其者所持申道具荷物を相改封を付置出所へ可申届候、若遠国などか又は出所不知申候はゞ札を立置、彼者行衛知次第様子承届相渡し可申候、尤油断なく御注進可申上候事

「往来之旅人并飛脚之もの」が、病気で難渋していれば「看病」し、また、「近国之者」と「遠国」や「出所不知」者に応じた対応の仕方を述べたうえで、役人への「注進」が規定されているのである。

また天領では、天和二（一六八二）年の越後国三島郡高梨村と同四年の武蔵国多摩郡館村の五人組帳前書に、次のような同文の規定が記載されている。^⑧

旅人並飛脚之者相煩候事御座候はゞ、能々致看病、若相果申候はゞ早速得御下知、其上名主百姓立合、其者之道具を改封を付置、其行衛を聞届次第相渡可申候事

先の日野沢村のものより簡略だが、基本的な内容には大差がないといえよう。

では、こうした行旅難渋者や病死人を対象にした規定は、いつ頃からどのような形で成立してくるのだろうか。次に、加賀藩を例にして、この問題を考えてみよう。

加賀藩では、万治四（一六六一）年三月二十九日に、「途中に行たふれ果候者、又は川に流死候者有之刻、猥にためし物に仕候儀堅御停止に候間、其御心得被成、御組中へ茂可被仰触候」と、まず、行旅病死人や溺死人の試し斬りを禁止する触が出された。^⑨

ついで、寛文三（一六六三）年十一月二日に、「所におゐて行倒

果、一類等不知もの、腰に付有之銀子並着類など、向後其死人取置候寺道場江渡し可申」とあつて、行旅病死者の取扱いに關しての規定が出されている。^⑧

その後、延宝二（一六七四）年正月に、「御算用場」から「宇出津山奉行」に農民の心得を規定した全三十九条の「御定」が出されたが、その十八条に、

旅人又は如何様之者に而も、往還筋、而、煩出候は、致介抱、医者、を懸養生為致可申、若致死去候は、是又御郡奉行迄可申断事とある。^⑨ 旅人など「往還筋」の病人に対して、医者の治療を加え、死去後は郡奉行に「申断」ることが指示されている。十四条にも、

往還筋旅人申分等仕候は、其所之肝煎等罷出、十村江断、致陵相通し可申、其上埒明不申候は、御郡奉行江断、出役より抑置可申事

とあることから、「往還筋旅人」に關わつて、この頃からさまざまな問題が発生するようになってきた様子がうかがわれるのである。

また、延宝七年八月に、郡奉行から触れ出された全六十三条にわたる「御定書」は、奥書に「自今以後此ヶ条村々江為寫置、毎歳一ヶ月に一度宛託為聞候様に、肝煎・長百姓共江可申付候」とあつて、月に一度農民に読み聞かされたが、その三十七条に、「往還筋之義は勿論、何之雖為道筋、旅人相煩、其所に令逗留おみては、致介抱、住国委細に相尋可及案内候、死去候は、早速郡奉行迄可申断事」とある。^⑩ 延宝二年のものと同様に大差はないが、「何之雖為道筋」とあつて、

脇道での行旅難渡者も対象に加えられていることが注目される。

右の検討から、元禄令以前に、行旅難渡者や病人への対策は、天

領や諸藩ですでに開始されていたことが知られる。従つて、元禄令の意義は、行旅難渡者対策そのものではなく、すでに述べたように、半強制的な「宿送り」の問題にあつたことがわかるのである。

2 元禄令と加賀藩

では、元禄令は、地域にどのような影響を与えたのであろうか。そうした事情が比較的よくわかる加賀藩をとりあげ検討してみよう。

加賀藩では、元禄三（一六九〇）年六月二十六日に、「宿方は不及申、在々領内に何者に而も病人有之」とき、これまで通り「介抱」すべきことが「申渡」され、同年七月十三日には、次の長文の「覚」が触れ出された。^⑪

一跡々被仰渡通り、往還道筋之義者勿論、何れ之道筋にても又在々所々あるき申者、不寄、他国他領之旅人相煩罷在候ハ、其近所家之内へ入置、喰物為給住国相尋、心入之能者付置宜致介抱、難心得義候ハ、早速近在肝煎も呼寄、煩之品了簡仕、或薬師或者けきよ早速やとい候而付置養生可仕候、此通ニ相心得即刻十村江案内可仕候、十村の指図可仕事

一右他国旅人跡々被仰渡通大事之義ニ付、煩又者病死等仕候得者、御郡御奉行様御越被為成御見分被遊義ニ在之候、然者即刻十村の御注進申上ル首尾ニ候、自然死申候得而時ニ、かくさりなと可仕躰ニ候得者、十村心得を以塩詰等ニ可仕義も可有候間、無油断案内可仕事

一右煩人不及申候得共、身之内疵痛など之候哉見分仕其品相尋、いか様之者あやまち仕与申候ハ、是又其村江早速申遣間届

可申候、勿論十村も吟味可仕候間、念を入可申候事

一右煩人少々之事ニ而早速本服仕候ハ、住国江可被遣義ニ候、然者御郡奉行様へ案内仕受御指図申首尾ニ候間、是又肝煎村中之心まかせニ仕間敷候事

一御国之者右之品有之候ハ、是又他国者同事ニ相心得可申候事
右之通村々々承届、領之内ハ勿論、余村之領ニ左様之者居申候共、見のかし不申候様ニ、即刻其村肝煎并見付人之肝煎江も案内可仕候、惣而人之心あはれミ、肝煎村中心之心得ニ候得者、諸事宜埒明申と相心得可申候、就夫村ニ与合頭之内ケ様之義ニ不限悪人ニ生付、かげへ廻り候而ハ小百姓ニ諸事そこくニ申なしなど仕者有之候哉、常々心を付縮可有候、人ニ承届御請判形上ケ可被申候

右の「覚」は、行旅難渡者の「介抱」を従来通り説いたものだが、さまざまな現実的問題に対応した処置を規定したところに新味がある。また、本文中に「あはれミ」の言葉がみえ、元禄令を意識していることもうかがえる。さらにまた、この史料のあとに、「組下肝煎与合頭百姓頭振家持」の請書が載せられていることから、地域住民の請書が取られていたことも知られるのである。

ところで、右の「覚」では、行旅難渡者対策が規定されているのみで、「宿送り」の問題はふれられていない。この問題は、この時期、別に規定されてくるのである。

まず、算用場の山村市十郎から郡奉行衆へあてた元禄三年九月二日付用状に次のように記されている。

尚以小松衆江者昨日申達候、其上伊予殿も直被仰渡由治兵衛被

申候、往来人惣而他国者之病人宿々不限介抱いたし候様ニとの御事ニ御さ候、以上

昨日御用之義候而致登城候得者、御用番伊勢守殿被仰渡候者、宿々上下之送りもの有之時分ハ早々為受取可申候、若先宿ニ而受取間敷与申候ハ、不及詮義即時連戻、其以後分立可申候、縦病氣重キ者ニ而も加賀守領分ニ而者かやうの者受取別而介抱仕候様ニとの申付旨申候へ而、請取申義猶以宜候旨、宿々ニ而病人随分介抱為致可申候、此旨小松衆相役江も可申談旨被仰渡候、弥伊予殿江御伺可然存候

右の用状の趣旨は、九月四日に郡奉行から十村に伝えられ、九月十六日には村々の農民から請書が提出されている。

また、同年九月二十四日付の郡奉行へあてた用状には次のように記されている。

尚以拙者共支配所之内ニ而煩出候旅人之義者、度々申渡ことく、近村江入引看病いたし、早速可及案内候、以上
上宿又者下宿病人等送来、縦其身願たりといふとも必ずへ江送不遣、跡宿江も返シ不申受取置、随分致看病置、急速拙者共方江可及案内候

右之通成程急先往還筋江よくく申付置、勿論御郡中江も可申渡候、跡々者其身願又者上下宿を送り来候へ者、すへく江送り遣来候得共、今日伊予殿被仰聞品有之候ニ付、如此候、定書追而遣答ニ候

これまでは、自分で「宿」送りを願う者や、「上下宿」より送ってきた者は、そのまま「すへく」へ送り出してきたが、今後は一たん

「受取置」き「看病」すべきことと、その旨を「案内」すべきことが述べられている。つまり、九月二日付の用状をもう一步ふみ込んだ内容になっているのである。同年九月二十六日付の算用場から郡奉行へあてた用状も、ほぼ同じ内容をくり返している。

右の史料から、先にのべた行旅難渡者対策と並行して、「宿送り」の問題もまた焦眉の課題になっていたことが知られるのである。

だが、現実に「宿送り」が問題なく機能するためには、さまざまな障害があった。次の元禄五年四月六日付、算用場達書はその一つの例を示している。

他国他領之者御領分宿送り仕義有之候、夜中ニ而も支配切早速手放仕ため、不依何時末々江送り遣可申候、左候得者老人などハ迷惑仕首尾ニ候、無左とても夜中受取人も難義成事候間、急々送可遣品有之者ハ格別、替品無之者ハ夜明候而送り可申候、其内ハ其処ニ指置可申候

文中の「夜中ニ而も支配切早速手放仕ため」は、当時の宿送りが、厄介者を半強制的に追放する行為であった様子をよく伝えており、そうした行為を是正する必要があった。

また、右の達書の同年四月十四日付請書に、「自然送り人參候共、送り切手改不慥成義御座候者、とめ置御案内可申上候」とあるように、病人を最初に送り出した宿役人なり村役人が認めた「送り切手」であっても、必ずしも信用できない場合もあったのである。従って、宿送りを混乱なく機能させていくためには、右のような問題点を一つ一つ解決していく必要があったのである。

さらにまた、行旅難渡者の介抱にしても、元禄六年六月六日付郡奉

行廻状にみえる、次のような場合を想定しなければならなかった。

往還筋に病人等有之砌は、介抱仕候様に度々申渡置候得共、猶更油断仕間敷候、病氣も軽く、暫之内に罷通候者は各別、病氣故其所に一宿に而も滞留仕もの候はゞ、手寄之医者早速呼寄為見可申候、医者呼可申哉と病人に相尋申候而は、結句馳走を請申事難儀に存、斟酌仕もの多可有之と存候、左候へは兎角之内病氣重く成、却而何角六ヶ敷品可有之候条、致其心得、常々往還宿々並村々可申渡置候

このように、「医者呼可申哉」と病人に問えば、「難儀」に思う病人のことまで配慮する必要があったのである。

こうした問題点のうちで最も重要なのが他藩領に関わった「宿送り」であった。加賀藩の西側に位置した越前藩と、東側に位置した高田藩が、ともに「宿送り」人の請取を拒否していたため、この問題は加賀藩をこの後悩ませることになったのである。ただ、越前藩や高田藩がなぜ「宿送り」人の請取を拒否したのか、あるいはなぜ拒否しえたのかは重要な問題だが、この問題は複雑ですぐ解決できるとも思えない。そこで、今後の課題として残しておき、深く立ち入らないことにする。

ともあれ、これまでの記述から、加賀藩が幕府の元禄令をうけて、かなり真剣に幕令への対応をした様子が知られるのである。

その結果、加賀藩の行旅難渡者対策は、宝永六（一七〇九）年八月十六日に、最終的に確定した。全十二条にわたる長文なので史料の引用は省略するが、先の越前藩や高田藩への「宿送り」の問題も含めて、事細かに規定されている。

窓 右の規定で注目される点は、越後路、越前路、「御公領」、「御領

史 用銀は可被下事」とあることである。すでに述べたように、幕府の享

保令が「宿割」、明和令が「宿割村割」を原則にしていたが、加賀藩は藩から下賜していたと考えられるからである。

右の点に関して、年代は不明だが、小浜藩の次のような申合せが注目される。

一旅人煩扶持男女共一日老人ニ老升ツ、但道行有之候へハ一日

一人ニ五合宛

一送者雑用一日式升宛

一葉代老貼三分ツ、但人参用候へハ人参代被下管

一針代一廻り式匁宛

一死人片付桶代五匁

但石灰詰ニ致候節ハ、此代も被下

一飛脚往来旅籠代一日老人江九拾六文ツ、但舟渡川越賃ハ手形次第ニ被下、飛脚之者日備ニて遣其賃銀被下候義者品によるへし

一病人迎或ハ死人の片付参候者へハ逗留中一日老人江九拾六文被下候管

一乞食躰之者相果候節者注進申候共、御用所江不及申達、其前ニ埋置札など建候事も無用ニ可致候由

右者小浜仲間中兼而御用人中江申達相談之上相究、則御用所ニも書留被指置候由、此外ニも筋立候入用ハ申達候節可被相究候由

すなわち、行旅難渋者対策に必要な諸経費を藩で負担していたことが知られるからである。

加賀・小浜両藩の規定がどういう意義をもつのか、つまり、両藩の規定は特殊なのか、それとも一般的なのか、あるいは、幕令との相違にどういふ問題があるのかなど、今は不明だが、今後の課題にしておきたい。

3 元禄期の村送り慣行

さて、五人組帳前書で元禄期に行旅難渋者対策を規定した文言のあるものは、次ページの表1のとおりである。すなわち、行旅難渋者対策が、天領や旗本領だけでなく藩領でも規定されていたことが知られる。そのうちで①は、「村送り」の受け渡しを次のように詳細に記している。

村送りのもの隣村より来らば、其村の庄屋年寄方より先達而断あるべし、其断の表或は村々副書に引合相違これなきものは請取るべし、若先達而断もなく推かけて来るには、其村の庄屋年寄方へ使を以て断、相違なきには其副書等に引合候て請取るべし、雑物あるものは其名号員数副書と合せ相違なくば請取るべし、若相違あるものあらば請取らずして、其村と立合落着相究て請取るべし、尤請取べき前より次の村へ使を以て只今村送の事申来候、其旨心得あるべし、当村へ受取候ば又其元村へ相渡すべし、用意尤たるべしと申つかふべし、尤請取候節も亦次の村へ使を以て只今彼村より請取候、追付相渡し可申と可申遣候、副書の表に子細引合相渡すべきなり、或は副書もなく其子細なきものは相渡べきと申渡

表1 元禄期に行旅難渋者対策を規定した五人組帳

	成立年代	史料名	国郡名	領主	出典
①	元禄3年以前	古今五人与法度諸式	上方周辺カ(筆者は大坂住)	不明	E
②	元禄6年	乗願寺村五人組帳前書	武蔵国多摩郡	旗本領	A
③	元禄6年	上美守郷四ヶ村五人組御改百姓手形帳	越後国頸城郡	天領	C
④	元禄7年	平福領二十ヶ村新田共五人組帳	播磨国佐用郡	旗本領	B
⑤	元禄10年	高遠町五人組帳前書	信濃国伊那郡	高遠藩	B
⑥	元禄11年	山国中江村御法度書	丹波国桑田郡	旗本領	B
⑦	元禄14年	塩屋村五人組御仕置帳	播磨国赤穂郡	天領	C
⑧	元禄15年	上野尻村五人組帳	上野国碓氷郡	安中藩	D

注：『五人組法規集』=A, 『五人組法規集 続上』=B, 『五人組法規集 続下』=C, 『五人組帳の研究』=D, 『近世地方経済史料』五, 「若林農書」=E と略称。
 「若林農書」は上巻第一に「元禄三庚午五月上弦撰州東生大坂にて序 若林平姓宗氏」とある。

候とも当村へ請取べからず、押返し申べきなり、故に請取候とて
 も手形村々の取替すべし、前後の村へ請取状と渡し、状自村より出
 し、又前後の村より渡し状請取帳一紙づゝ取置べし、如此取替の
 手形もなくして不念たらば後難あるべし、尤副書あるに於ては前
 前の村の書様を考へて大旨同前たるべし、大形副書には其由藩在
 之者なり、其様子一決しがたし、渡し請取の事は念を入候て可致
 の事

「村送り」の請け渡しに一定の作法があったことが知られるのであ
 る。

また⑥では次のように記されている。

一往還筋他領より送りもの有之は、無違義請取介抱いたし、村次
 に送り届可申候、若次之村請取不申候は、連帰随分いたわり
 置、庄屋耆人京都へ罷登り御郡代所へ御断可申上事

一旅人并願人乞食等御領内にて相果候は、番人を付ヶ置早々役
 人方へ可相断候、三日過候而も右之死人不尋来候は、其所之
 出家立合土葬に致、其廻りに垣を結、死人之年比衣類の色并に
 所持之品々板札に記し往還之辻に立置へし、其死人若手負候も
 のに候ハ、疵口之ヶ所大小相改塩漬に致置、役人之可請差図
 事

右の二つの史料は、「村送り」が、すでに元禄期に藩領をこえて行
 なわれていたことを示している。前者が撰津在住の人物によって筆写
 され、後者が丹波国の史料であることから、寺社参詣などの旅人が多
 かった上方地域では、少なくとも元禄初年には、「村送り」が慣行と
 して成立していたことが確認できるのである。なお、こうした慣行が

窓いつ頃成立するかは、今後の課題にしておきたい。

4 宿送り不届者仕置一件

ところで、すでに述べたように、明和令は、「療養も不加、宿継り
繼杯ニ而送候儀」を禁止し、もし違反した場合、「急度御仕置可申
付」と、罰則を課していた。この幕令の規定は、どのような文脈のな
かで成立したのであるか。この点を次に考えてみよう。

寛保二(一七四二)年に、次のような事件がおこっている。

寛保二戌年十一月南部修理大夫城下下長町作平と申もの、江戸よ
り在所江参候節、奥州道中氏家宿旅籠屋藤左衛門方ニ泊り候處、
煩出、三日滞留いたし候得共、医師江も不為見、其上本服も不致
候ニ付、逗留いたし度由申候得共、送遣、喜連川宿町はつれニ臥
居候を、彼宿より訴出、吟味之上無紛、不届ニ付、藤左衛門儀所
私、且問屋年寄儀、右作平藤左衛門方ニ逗留いたし候を一向不存
候段、日々之泊改も不致候故之儀ニ而、殊ニ作平問屋場江参、病
氣ニ付、宿借度由申候得ハ、向之宿江参候様ニ居合候もの之内に
て、致差図候由、早速役人江も申聞、養生いたし可遣處、畢竟平日
申合籠末之儀ニ而、役儀勤候甲斐も無之、不届ニ付、問屋六右衛
門役儀取放、年寄五右衛門過料五貫文

この事件では、病人に治療を加えず強制的に宿を追い立てた旅籠屋
と、その行為を止めなかった問屋・年寄が処罰されている。

ついで、この事件の二年後、延享元(一七四四)年三月に、「大岡
寺社奉行(政明、町奉行) (忠伸、勘定奉行)
越前守、石河土佐守・水野对馬守」から「煩候旅人を宿送りニ致候咎
之事」に関して、先の事件をふまえて、旅籠屋、問屋、年寄の「咎」

を先例通りに定めること、および、「脇道ニ而問屋無之におゐてハ、
名主役儀取上」のことが伺い出され、老中から「何之通御下知」が
下された。^④『徳川禁令考』では、明和令がその「類例」としてあげら
れ、その表題に「病氣旅人村継之儀、并行倒者取計之儀御触書」と記さ
れている。以上の経緯から、明和令が延享元年の決定と深くかわっ
ていたことは明らかなのである。

すでにふれたように、「病氣旅人村継之儀」は、上方など各地です
でに慣行として行なわれていたのであるが、幕府でも、延享元年には、
その違反者に対して罰則規定が定められており、明和令は、そうした
政策の一つの帰結として成立したことが知られる。幕府のこうした対
応が、さらに各地での一層細やかな対応を促していったのである。

5 往来手形について

最後に、往来手形の問題にふれておこう。すでに一章でふれたこと
く、幕令で往来手形の文言が登場するのは、明和令が最初であった。
では五人組帳などではどうであろうか。

例えば、元文二(一七三七)年の美作国真島郡種村五人組帳(天
領)に、

行衛不知もの一夜の宿も不可仕之旨前々被仰出候通堅可相守候、
総て人宿の儀、何ものに不限往来手形見届、若往来手形不致所持
者は、国所委細承届、怪敷様子も無之候はゞ五人組へ相断候上可為
致一宿、縦親類縁者たりとも致逗留候はゞ、其訳庄屋五人組へ相
断、慥成ものにて無扱わけ有之逗留不致候て難叶仔細有之は、庄
屋年寄可任了簡、耆人旅人にて往来手形も不致所持ものには一切

宿賃申問敷事

とある。すなわち、「往来手形」が身許証明書として重視されていた様子が知られるのである。

ところが、同書ではまた、

路頭にて煩居有候もの見捨不申、其者名井国所宿等承届看病いたし置、重き病氣に候はゞ宿先へ早速申遣、尤其段可訴之、当座の病氣に候はゞ快氣次第宿元へ相帰候共、又は行先へ参候共、其も勝手次第可仕候事

とあって、行旅難渋者対策の項には「往来手形」の文言がみられない。「其者名井国所宿等承届」とあるから、必ずしも「往来手形」の所持を前提にしていることが知られるのである。

では、右の史料に出てくる「往来手形」はどのような形式のものだったのだろうか。例えば、北野天満宮の社僧は次のような往来手形を所持して旅をしていた。

往来手形

一北野社僧十川能慶并下々老人、宗旨者天台宗にて御座候、海陸無別条御通シ可被成候、以上

(一七〇四)
元禄十七甲申年三月

北野社年頭

能泉判

御番衆中

また、商人も次のような「往来手形」を所持して商用に出ている。

往来手形之事

一大坂長堀茂左衛門町泉屋吉左衛門手代九兵衛歳廿六、同又吉歳三十二、下人太兵衛歳四十五、メ三人浄土宗、此度予州別子御銅山為買物之、筑後・肥前江差下申候、海陸無異儀御通シ可被

下候、以上

享保七年寅五月十八日

所々御役衆中

大坂
泉屋吉左衛門

右のように社僧や商人は、身許証明書としての「往来手形」を所持して旅をしていたことが知られ、先の元文二年の事例は、こうした「往来手形」を念頭にしていたように思われるのである。

ところで、延享五(一七四八)年の常陸国真壁郡中泉村五人組御改帳(笠間藩)に、

往還之町は不及申在、共旅人、大切可仕候、於途中人馬煩候節は名主百姓立合可致介抱候、煩重り候はゞ御役所へ早速御注進可申上候、若相果候はゞ早速得御下知、其上名主組頭百姓立合其者之道具改封を付置可申旨奉畏候事

附り、病人存生之内往来手形致吟味、出所旁々承口上書付置可

申旨奉畏候事

とある。この史料にみえる「往来手形」は、具体的な記載内容は不明だが、「病氣旅人」の所持した「往来手形」をさすことは明らかである。ちなみに、現在私が知りえた「相果申」云々の記載がある最も古い「往来手形」は次のようなものである。

往来手形之事

一此川崎助左衛門法名覚誓正岸と申者、駿州富士郡大宮町浄土宗浄法山大頂寺且那(紛々、筆者)縁無御座候、両親為菩提之命終限ニ廻国仕候、先々御関所此手形ニ而無相違御通シ可被下候、若行先ニ而相果候共、何方江成とも御取置奉願候、此者ニ付六ヶ敷儀御座候ハ、何時成とも愚寺引請埒明可申候、為其一札仍而如件

この「往来手形」は、後に一般の旅人が携行した「往来手形」に定式化される。「行暮候節ハ、泊等被仰付可被下候、万一此者病、死仕候ハ、其所之御作法ニ御取捨可被下、其時国元江御付届ニ及不申候」といった文言とは違い、まだ旅先で不測の事態にあった際の救援条項を欠いている。そのため、享保二十年令にみえる「何国ニ而相果候共其所ニ葬候様」という表現に近いといえる。寛保二年の例が「道心者躰、廻国之類」の旅であるから、ある意味でそれは当然ともいえるが、一つの参考にはなるかと思う。

現在のところ、一般の寺社参詣人が携行した明和令以前の「往来手形」を見出ししていないので、以下は推定になるが、おそらく、寛保から延享頃にかけて、従来の「道心者躰、廻国之類」が所持した「往来手形」にならって、一般の寺社参詣人なども「往来手形」を携行して旅に出立するようになり、その後次第に、後に定式化されるような、不測事態での救援規定や死去の際での処置規定が付加されていったと、とりあえず考えておきたい。延享五年の「御改帳」は、そうした事例の反映だと思われるのである。

それ故、ふつういわれる寺社参詣人などが携行した「往来手形」は、ようやく十八世紀半ば頃に原型が成立し、明和令に記載されたことで、その後次第に普及していったと思われる。すなわち、明和令の意義は、「宿継村継」規定と「往来手形」所持規定とがドッキングされたところにあったことが知られるのである。

これまでの考察で、行旅難渡者対策が、元禄令から明和令にいたる幕令のみで議論することの危うさが理解していただけたかと思う、幕令は、地域での現実的対応をふまえながら、同時に、幕府のそれぞれの時点での政治的課題を念頭において発令されたといえるからである。

しかし同時に、幕令が発令されることで、それが大枠として一定の機能をはたし、地域でのより具体的な対応を促していったことにも注意しておきたい。元禄令をうけた加賀藩の対応は、そうした事情をよく物語っている。加賀藩では、幕府に先だって、比較的早い段階に行旅難渡者対策が始まり、元禄令を契機に宿継村継体制が整備されていたからである。

だが、すでに述べたように、行旅難渡者救済システムの一応の完成が、宿継村継規定と往来手形所持規定が合体された明和令によることを想起するとき、往来手形の記載がない加賀藩の事例はどのように評価できるのだろうか。

この問題は、他の諸藩で同時期にどのような対策がとられたか、あるいはとられなかったのかを検討することで、一つの手がかりがえられるかもしれない。あるいはまた、加賀藩の段階では、旅人自体がまだそれほど多くなく、不測の事態で困難に遭遇する旅人の問題が頻発していたわけではなかったため、個別的に対応すれば十分であった可能性もある。この場合は、旅人の量的な拡大が往来手形方式を生み出したと考えられるのである。

後者の場合、行旅難渋者対策が、地域の互助体制なくしては円滑な運営が期待しえないことに注意する必要がある。人々の多くが、他国に旅立つことがお稀な段階では、人々が他者を排除することはあっても、他者の救済に自主的にむかうことは少なかったと思われるからである。元禄令は、そうした人々の意識を啓蒙する役割をはたしたともいえよう。

右のような段階を経て、十八世紀半ば以降に旅が盛行するなかで、他国へ出立する人々が量的に拡大してくると、当然旅中で不測の事態に直面する人々も増加してくる。その結果、宿継村継のような互助体制の必要性が、人々にとって自分達に関わりのあることと意識されてくるのではないだろうか。明和令以降、行旅難渋者救済システムがある程度有効な機能を発揮した背景に、こうした領主と人々両者の働きかけがあったように思われるのである。

だが、十九世紀になって、旅の盛行がピークをむかえると、難渋者も急増し、街道にそった村々の負担が増加して、さまざまな新たな問題が生起してくる。そうした事態は、また新たな対策を必要とし、より有効な手だてが模索されていくのである。往来手形所持を前提にした行旅難渋者システムが、具体的に地域でどのように機能していたのかといったことや本文でふれた諸課題を含め、こうした問題は別稿で改めて考察してみたい。

註

① 新城常三『社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房、一九六四年）。なお、同書は、一九八二年に『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房）と改題され、構成や内容に一部変更がなされたが、当該箇所的基本的

内容に大きな相違はない。

② ここでいう行旅難渋者救済システムの実態を考察した論文に、内藤二郎「幕藩期庶民旅行とその保護施設」（『日本歴史』一七五号、一九六二年）がある。この論文は、安永二（一七七三）年以降の救済システムの実態を具体的に明らかにした仕事として貴重なものである。

③ 例えば、高橋敏「家族が旅さきで死んだばあい」の二節「幕府法令からみた行路病者の処置」（『家族と子供の江戸時代』、朝日新聞社、一九九七年）。

④ 例えば、『徳川禁令考』前集第六、三五二二、三五二八、三五二九、三五三四。

⑤ 深井甚二「幕藩制下陸上交通の研究」（吉川弘文館、一九九四年）第二部第四章。

⑥ 以下では、穂積陳重編『五人組法規集』（有斐閣、一九二二年、Aと略称）、穂積重遠編『五人組法規集 続編上』（有斐閣、一九四四年、Bと略称）、同『五人組法規集 続編下』（有斐閣、一九四四年、Cと略称）、野村兼太郎『五人組帳の研究』（有斐閣、一九四三年、Dと略称）による。その後の成果の活用は今後の課題にしたい。

⑦ A

B

⑧ 『加賀藩史料』（一九三〇年）第三編。

⑨ 『加賀藩史料』第四編。

⑩ 『加賀藩史料』第四編。

⑪ 『加賀藩史料』第四編。

⑫ 『公用集』（富山県図書館協会、一九六四年）一。『加賀藩史料』第四編には、同文のものが元禄元年と同三年に掲載されているが、内容等により元禄元年は誤りと考え、ここでは同三年の法令として処理する。

⑬ 『公用集』一。

⑭ 元禄三年八月十日には、十村中が行旅難渋者対策にあたって現場（地域）でどういう問題があるか相談し、その内容を郡奉行に何って定め、農民から請書をとっている（『公用集』一）。

⑮ 『公用集』一。なお、史料中にみえる「伊勢守殿」は、確定はできない

が、道中奉行を兼任した大目付高木伊勢守守勝の可能性が高い。そうであれば、加賀藩は幕府からかなり詳細な指示をうけていたことになり、幕府の元禄令の評価も変わらざるをえない。他藩での検討も含め、今後の課題としておきたい。

- ① 『公用集』一。
- ② 『公用集』一。
- ③ 『公用集』一。
- ④ 『公用集』一。
- ⑤ 『公用集』一。
- ⑥ 『公用集』二。
- ⑦ 『公用集』二。
- ⑧ 『加賀藩史料』第五編。
- ⑨ 例えば『指掌録』(『敦賀市史』史料編第五卷、一九七九年)の旅人の項に、「右之通雖有之前々、福居領ニ而不請取故、向後共若州ヲ敦賀之方江者不送定候之所、享保十三年若州ヲ越後之病僧ヲ関村迄送来候得共、此度共福居ニ而不受取段分明ニ付、右之段老中江申達、若州へ送戻、弥以向後丹後口熊川口等ニ而越前筋へ之病人ハ不請取管ニ極ル」とある。
- ⑩ 『加賀藩史料』第五編。
- ⑪ 『敦賀郷方覚書』(前掲『敦賀市史』)
- ⑫ 『徳川禁令考』後集第四の九十三。
- ⑬ 『徳川禁令考』後集第四の九十三。
- ⑭ 『北野天満宮史料 宮仕記録 続三』(北野天満宮史料刊行会、一九九九年)。
- ⑮ 『住友史料叢書 年々諸用留 四番(上)』(思文閣出版、一九九二年)。
- ⑯ B
- ⑰ 五十嵐富夫『近世関所制度の研究』(有峰書店、一九七五年)。
- ⑱ 天明六(一七八六)年の「河原屋五郎左衛門往来手形」(『吉井町史』第二卷、一九九一年)。